

利 用 者 の た め に

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、作物統計調査及び特定作物統計調査として実施したものであり、各作物の生産に関する実態を明らかにすることにより、食料・農業・農村基本計画における生産努力目標の策定及び達成状況の検証、各作物の生産振興に資する各種事業（強い農業づくり交付金等）の推進のための資料の整備、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業の適正な運営等の農政の基礎資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の根拠

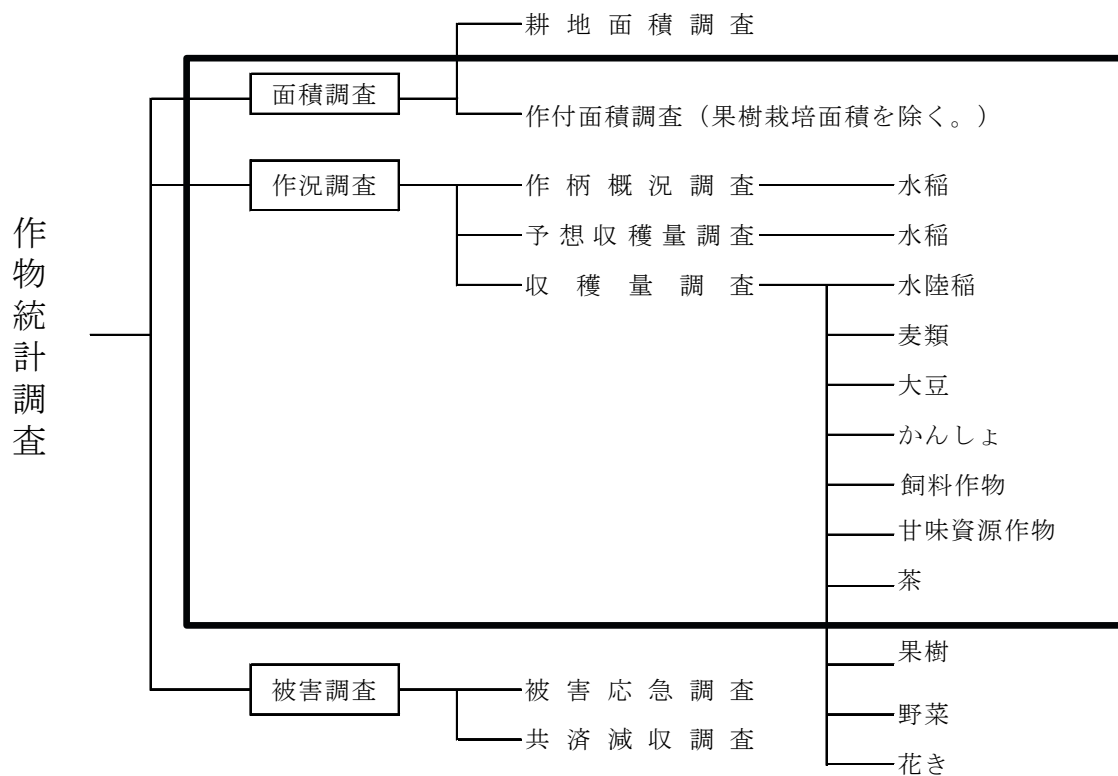
作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

また、特定作物統計調査は、同法第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

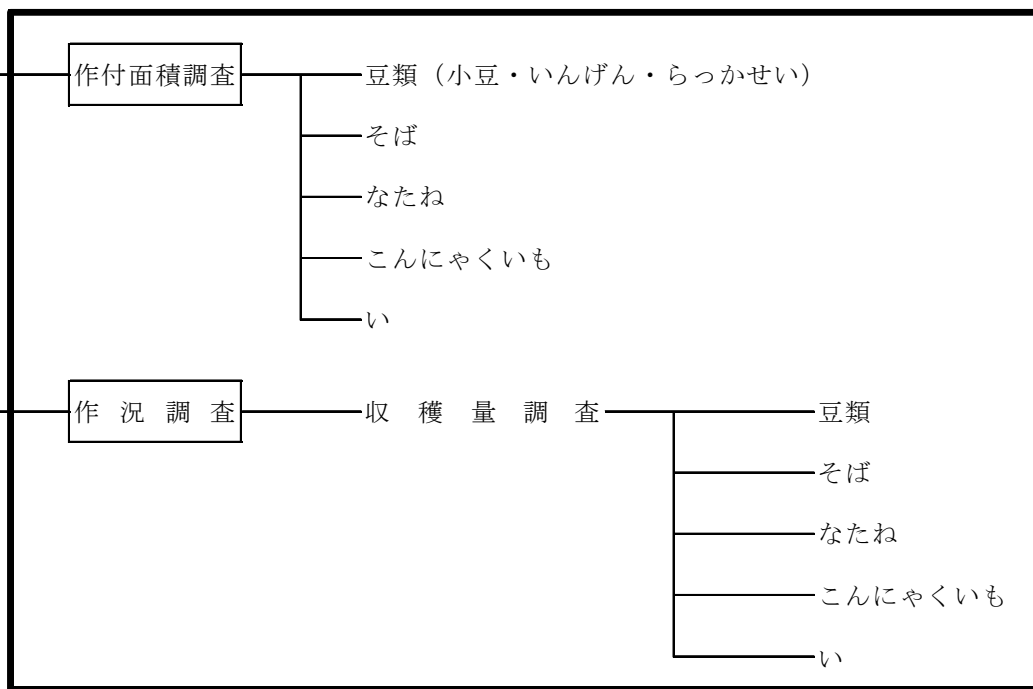
(3) 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて行った。

(4) 調査の体系（太線部分が本書に掲載する範囲）



特定作物統計調査



(5) 調査の範囲

ア 作付面積調査

全国の区域（てんさい、さとうきび、こんにゃくいも及び「い」にあつては、イの調査と同じ範囲）である。

イ 作況調査

次表の左欄に掲げる作物について、それぞれ同表の中欄に掲げる区域のとおりである。

なお、全国の区域を範囲とする調査を3年ごと又は5年ごとに実施する作物について、当該周期年以外の年において調査の範囲とする都道府県の区域を主産県といい、平成28年産において主産県を調査の範囲として実施したものは同表の右欄に「○」を付した。

作物	区 域	主産県調査 (平成28年)
水稲、陸稲、麦類（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）及び大豆	全国の区域	
かんしょ	全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域	○
飼料作物（牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー）	全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業のうち飼料作物に係るものを実施する都道府県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域	○
てんさい	北海道の区域	
さとうきび	鹿児島県及び沖縄県の区域	
茶	全国荒茶生産量のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、畑作物共済事業を実施する都道府県のうち半相殺方式を採用する都道府県及び強い農業づくり交付金による茶に係る事業を実施する都道府県の区域。ただし、5年ごとに全国の区域	○
豆類（小豆、いんげん及びらっかせい）	全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域	○
そば	全国の区域	
なたね	全国の区域	
こんにゃくいも	栃木県及び群馬県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域	○
い	福岡県及び熊本県の区域	

(6) 調査の対象

ア 作付面積調査

- (ア) 水稻
水稻が栽培されている耕地
- (イ) 水稻以外の作物
関係団体

イ 作況調査

- (ア) 水稻
水稻が栽培されている耕地
- (イ) てんさい及びさとうきび
製糖会社、製糖工場等
- (ウ) 茶
荒茶工場
- (エ) い
関係団体
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げる作物以外の作物
関係団体及び調査対象作物を販売目的で作付けした農林業経営体

(7) 調査期日

ア 作付面積調査

- (ア) 水稻及び茶 7月15日
- (イ) 豆類 9月1日（北海道の小豆、いんげん及びらっかせいにあつては、7月1日）
- (ウ) 陸稲、麦類、そば、飼肥料作物、かんしょ、てんさい、さとうきび、なたね、こんにゃくいも及び「い」 収穫期

イ 水稻の作況調査

- (ア) 作柄概況調査 7月15日現在（注1）、8月15日現在及びもみ数確定期（注2）
注：1 徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄県の第一期稲を対象とした。
2 平成28年産調査は、9月15日現在で調査を実施した。
- (イ) 予想収穫量調査 10月15日現在
- (ウ) 収穫量調査 収穫期
- ウ 水稻以外の作物の作況調査 収穫期

(8) 調査事項

ア 作付面積調査

- (ア) さとうきび及びこんにゃくいも：栽培面積及び収穫面積
- (イ) (ア)に掲げる作物以外の作物：作付（栽培）面積

イ 作況調査

- (ア) 水稻：生育状況、登熟状況、10a当たり収量、被害状況、被害種類別被害面積・被害量、耕種条件等
- (イ) てんさい及びさとうきび：集荷量
- (ウ) 茶：摘採面積、生葉収穫量及び荒茶生産量
- (エ) い：10a当たり収量、収穫量（豊表生産量を含む。）及び生産農家数（豊表生産農家数を含む。）
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げる作物以外の作物：10a当たり収量及び収穫量

(9) 調査・集計方法

ア 作付面積調査

(ア) 水稻作付面積

a 母集団の編成

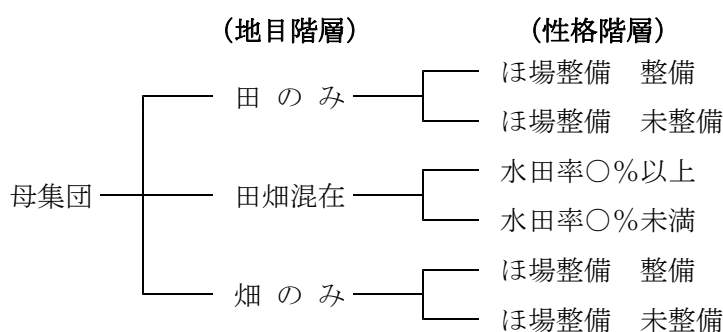
空中写真（衛星画像等）に基づき、全国の全ての土地を隙間なく区分した200m四方（北海道にあっては、400m四方）の格子状の区画のうち、耕地が存在する区画を調査のための「単位区」とし、この単位区（区画内に存する耕地の筆（けい畔等で区切られた現況一枚のほ場）について、面積調査用の地理情報システムにより、地目（田又は畑）等の情報が登録されている。）の集まりを母集団としている。

母集団は、ほ場整備、宅地への転用等により生じた現況の変化を反映するため、単位区の情報に補正することにより整備している。

b 階層分け

調査精度の向上を図るため、母集団を各単位区内の耕地の地目に基づいて地目階層（「田のみ階層」、「田畑混在階層」及び「畑のみ階層」）に分類し、次にそれぞれの地目階層について、ほ場整備の状況、水田率等の指標に基づいて設定した性格の類似した階層（性格階層）に分類している。

階層分け模式図（例）



c 標本配分及び抽出

水稻作付面積が的確に把握できるよう階層ごとに調査対象単位区数を配分し、系統抽出法により抽出する。

d 実査（対地標本実測調査）

抽出した標本単位区内の水稻が作付けされている全ての筆について、1筆ごとに作付けの範囲を確認する。

e 推定

面積調査用の地理情報システムを使用して求積した「標本単位区の田台帳面積の合計」に対する「実査により得られた標本単位区の現況水稻作付見積り面積の合計」の比率を「母集団（全単位区）田台帳面積の合計」に乘じ、これに台帳補正率（田台帳面積に対する実面積の比率）を乗じることにより、全体の面積を推定している。

$$\text{推定面積} = \frac{\text{標本単位区の現況水稻作付見積り面積合計}}{\text{標本単位区の田台帳面積合計}} \times \text{全単位区の田台帳面積合計} \times \text{台帳補正率}$$

f その他

遠隔地、離島、市街地等の対地標本実測調査が非効率な地域については、職員による巡回・見積り、情報・資料収集によって把握している。

(イ) てんさい及びさとうきびの作付（栽培）面積

製糖会社、製糖工場等に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行い、さとうきびについては、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集結果により補完している。

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる作物以外の作物の作付（栽培）面積

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査によって把握し、これを職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

イ 作況調査

(ア) 水稻

a 母集団

アの(ア)のbにより、田のみ階層及び田畑混在階層に分類される単位区を母集団としている。

b 階層分け

都道府県別に地域行政上必要な水稻の作柄を表示する区域として、水稻の生産力（地形、気象、栽培品種等）により分割した区域を「作柄表示地帯」として設定し、この作柄表示地帯ごとに収量の高低、年次変動、収量に影響する条件等を指標とした階層分けを行っている。

c 標本の配分及び抽出

都道府県別に配分された標本の大きさを階層別に比例配分する。

階層別に配分された標本の大きさを単位区の田台帳面積に比例した確率で抽出する確率比例抽出法（具体的には単位区を田台帳面積の小さい方から順に並べ、田台帳面積の合計を標本の大きさを除した値の整数倍の値を含む単位区を選ぶ方法）により標本単位区として抽出する。抽出された標本単位区内で、水稻が作付けされている筆から1筆を無作為に選定して実測調査を行う筆（以下「作況標本筆」という。）とする。

d 作況標本筆の実測

作況標本筆の対角線上の3か所を系統抽出法により調査箇所を選定し、株数、穂数、もみ数等の実測調査を行う。

e 10 a 当たり玄米重の算定

(a) 作柄概況調査及び予想収穫量調査

刈取りが行われる前に調査を実施するため、穂数、1穂当たりもみ数及び千もみ当たり収量のうち、実測可能な項目については実測値、実測が不可能な項目については過去の気象データ、実測データ等を基に作成した予測式により算定した推定値を用いることとし、これらの数値の積により10 a 当たり玄米重を予測する。

(b) 収穫量調査

各作況標本筆について、一定株数（1 m²分×3か所の株数）の稲を刈り取り、脱穀・乾燥・もみすりを行った後に、飯用に供し得る玄米（農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定める三等以上の品位を有し、かつ、粒厚が1.70mm以上であるもの）となるように選別し、10 a 当たり玄米重を決定する。

f 10 a 当たり収量の推定

各作況標本筆の10 a 当たり玄米重を基に、都道府県別の10 a 当たり玄米重平均値を推定し、これにコンバインのロス率（コンバインを使用して収穫する際に発生する収穫ロス）、被害データ等を加味して検討を行い、都道府県段階の10 a 当たり収量を推定する。

さらに、作況基準筆（10 a 当たり収量を巡回・見積りにより把握する際の基準とするものとして有意に選定した筆をいう。）の実測結果及び特異な被害が発生した際に設置する被害調査筆の実測結果を基準とした巡回・見積り並びに情報収集による作柄及び被害の見積りによって推定値を補完する。

g 収穫量及び被害量

作況標本筆の刈取り調査結果から推定した10 a 当たり収量に作付面積を乗じて収穫量を求める。

被害量は、農作物に被害が発生した後、生育段階に合わせて被害の状況を巡回・見積りで把握する。また、特異な被害が発生した場合は、被害調査筆を設置して調査を実施し把握する。

(イ) てんさい及びさとうきび

製糖会社、製糖工場等に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行い、さとうきびについては、職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集結果により補完している。

(ウ) 茶

荒茶工場から無作為に抽出した標本荒茶工場に対する往復郵送調査又はオンライン調査を基に、職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集結果により補完している。

なお、各都道府県の荒茶生産量規模別の工場数に応じ、一定の生産量以上を有する工場については全て調査している。

(エ) い

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行い、その結果を職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集結果により補完している。

(オ) (ア) から (エ) までに掲げる作物以外の作物

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体（2010年世界農林業センサスにおいて調査対象作物を販売目的で作付けした経営体から無作為抽出したもの）に対して往復郵送調査を行い、その結果を職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集結果により補完している。

ウ 気象データの収集

気象庁から気温、日照時間、降水量等の気象データを収集し、収穫量調査の基礎資料としている。

(10) 全国値の推計方法

平成28年産の調査は、主産県を調査の範囲とした調査であるかんしょ、飼料作物及び茶については、直近の全国調査年（調査の範囲が全国の区域である年をいう。以下同じ。）である平成26年の調査結果に基づき次により推計を行っている。

ア かんしょ、飼料作物

収穫量の全国値＝主産県の収穫量＋主産県以外の各都道府県（以下「非主産県」という。）の収穫量（ x ）の合計値

ここで、

x ＝直近の全国調査年における非主産県の10 a 当たり収量×10 a 当たり収量の比率（ y ）×非主産県の当該年産の作付面積

y ＝主産県の10 a 当たり収量÷直近の全国調査年における主産県の10 a 当たり収量

イ 茶

茶種計の荒茶生産量の全国値＝主産県の茶種計の荒茶生産量＋主産県以外の各都道府県の茶種計の荒茶生産量（ x ）の合計値

ここで、

x ＝10 a 当たり生葉収量の推定値（ a ）×摘採面積の推定値（ b ）×主産県の製茶歩留り（ c ）

a ＝直近の全国調査年における当該都道府県の10 a 当たり生葉収量×主産県の10 a 当たり生葉収量÷直近の全国調査年における主産県の10 a 当たり生葉収量

b ＝当該都道府県の当該年の栽培面積×直近の全国調査年における当該都道府県の摘採面積÷直近の全国調査年における当該都道府県の栽培面積

c ＝主産県の荒茶生産量÷主産県の生葉収穫量

(11) 調査精度

ア 作付面積調査の対地標本実測調査における水稻作付面積に係る標本単位区の数及び調査結果（全国）の実績精度（標準誤差率の推定値）は、次のとおりである。

区 分	標本単位区の数	標準誤差率 (%)
水稲作付面積	39,369	0.33

注：標準誤差率 (%) = 標準誤差の推定値 ÷ 推定値 × 100

イ 水稲作況調査の標本実測調査における標本単位区の数及び10 a 当たり玄米重に係る調査結果（全国）の実績精度（標準誤差率の推定値）は、次のとおりである。

区 分	標本単位区の数	標準誤差率 (%)
10 a 当たり玄米重	10,248	0.14

注：標準誤差率 (%) = 標準誤差の推定値 ÷ 推定値 × 100

ウ 茶調査の荒茶工場調査における標本荒茶工場の数及び調査結果（主産県）の実績精度（標準誤差率の推定値）は、次のとおりである。

区 分	標本荒茶工場の数	標準誤差率 (%)
荒茶生産量	803	1.87

注：標準誤差率 (%) = 標準誤差の推定値 ÷ 推定値 × 100

エ 水稲及び茶以外の作物については、全数調査と標本調査結果を併用して統計値を算出していることから、目標精度は設定していない。

(12) 調査対象単位区数等

ア 作付面積調査

(ア) 水稲

39,369単位区

(イ) 水稲以外の作物

区 分	関係団体調査		
	団体数 ①	回収数 ②	回収率 ③=②/① %
陸 稲	団体 26	団体 26	100.0
麦 類	646	637	98.6
大 豆	630	613	97.3
小 豆	133	126	94.7
い ん げ ん	62	61	98.4
ら っ か せ い	19	19	100.0
そ ば	382	355	92.9
か ん し ょ	147	145	98.6
飼 肥 料 作 物	265	260	98.1
茶	163	161	98.8
な た ね	75	70	93.3
¹⁾ て ん さ い	3	3	100.0
²⁾ さ と う き び	87	59	67.8
こんにゃくいも	12	11	91.7
い	3	3	100.0

注： 1)は、製糖会社数である。

2)は、製糖会社、製糖工場等（事業場）数である。なお、製糖会社において所有する複数の製糖工場が把握できる場合には、製糖工場を調査対象者とせず、当該製糖会社で一括して調査を実施している。

イ 作況調査

(ア) 水稲

作況標本筆 10,248筆、作況基準筆 647筆

(4) 水稻以外の作物

区 分	関係団体調査			標本経営体調査				
	団体数 ①	有効 回収数 ②	有効 回収率 ③=②/①	母集団 の大きさ ④	標本の 大きさ ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効 回収数 ⑦	有効 回収率 ⑧=⑦/⑤
陸 稲	団体 22	団体 21	% 95.5	経営体 3,318	経営体 337	% 10.2	経営体 66	% 19.6
小 麦	607	590	97.2	37,696	756	2.0	502	66.4
大麦・はだか麦				15,194	564	3.7	305	54.1
大 豆	634	603	95.1	70,909	2,130	3.0	1,288	60.5
小 豆	111	107	96.4	23,867	283	1.2	167	59.0
い ん げ ん	64	62	96.9	19,720	87	0.4	59	67.8
ら っ か せ い	7	6	85.7	20,712	379	1.8	175	46.2
そ ば	382	355	92.9	28,223	1,515	5.4	1,058	69.8
か ん し ょ	71	67	94.4	24,461	1,020	4.2	605	59.3
飼 料 作 物	24	21	87.5	55,492	2,760	5.0	1,429	51.8
な た ね	75	70	93.3	6,418	981	15.3	86	8.8
1) て ん さ い	3	3	100.0					
2) さ と う き び	87	59	67.8					
こ ん に ゃ く い も	12	11	91.7	1,334	150	11.2	99	66.0
い	3	3	100.0					

注： 1)は、製糖会社数である。

2)は、製糖会社、製糖工場等（事業場）数である。なお、製糖会社において所有する複数の製糖工場が把握できる場合には、製糖工場を調査対象者とせず、当該製糖会社で一括して調査を実施している。

区 分	母集団荒 茶工場数 ⑨	調査対象者数 ⑩	抽出率 ⑪=⑩/⑨	有効 回収数 ⑫	有効 回収率 ⑬=⑫/⑩
茶	工場 4,576	工場 803	% 17.5	工場 651	% 81.1

(13) 統計の表章範囲

掲載した統計の全国農業地域及び地方農政局の区分とその範囲は、それぞれ次表のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 地方農政局

地方農政局名	所 属 都 府 県 名
東 北 農 政 局	アの東北の所属県と同じ。
北 陸 農 政 局	アの北陸の所属県と同じ。
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
近 畿 農 政 局	アの近畿の所属府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九 州 農 政 局	アの九州の所属県と同じ。

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、全国農業地域区分における各地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

2 定義及び基準

(作付面積調査)

作 付 面 積 は種又は植付けをしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物（水稻、麦等）を作付けしている面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、作付面積として計上した。

栽 培 面 積 植付け等の後、複数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物（茶、さとうきび等）を栽培している面積（さとうきびにあつては、当年産の収穫を意図するものに加え、苗取り用、次年産の夏植えの収穫対象とするもの等を含む。）をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、栽培面積として計上した。

摘 採 面 積 茶栽培面積のうち、収穫を目的として茶葉の摘取りが行われた実面積をいう。

収 穫 面 積 こんにゃくいもにあつては、栽培面積のうち生子（種いも）^{きご}として来年に植え付ける目的として収穫された面積を除いた面積をいう。
 さとうきびにあつては、当年産の作型（夏植え、春植え及び株出し）の栽培面積のうち実際に収穫された面積をいう。なお、その全てが収穫放棄されたほ場に係る面積は収穫面積には含めない。

(作況調査)

年 産 区 分 収穫量の年産区分は収穫した年（通常の収穫最盛期の属する年）をもって表す。ただし、作業、販売等の都合により収穫が翌年に持ち越された場合も翌年産とせず、その年産として計上した。なお、さとうきびにあつては、通常収穫期が2か年にまたがるため、収穫を始めた年をもって表した。

収 穫 量 収穫し、収納（保存又は販売できる状態にして収納舎等に入れることをいう。）された一定の基準（品質・規格）以上のものの量をいう。なお、収穫前における見込量を予想収穫量という。

10 a 当たり収量 実際に収穫された10 a 当たりの収穫量をいう。

〃 平 年 収 量 作物の栽培を開始する以前に、その年の気象の推移、被害の発生状況等を平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の度合い、作付変動等を考慮して、実収量のすう勢を基として作成したその年に予想される10 a 当たり収量をいう。

〃 平 均 収 量 原則として直近7か年のうち、最高及び最低を除いた5か年の平均値をいう。

〃 平均収量対比 10 a 当たり平均収量に対する10 a 当たり収量の比率をいう。

作 況 指 数 作柄の良否を表す指標のことをいい、10 a 当たり平年収量に対する10 a 当たり収量（又は予想収量）の比率をいう。

 なお、平成26年産以前の作況指数は1.70mmのふるい目幅以上に選別された玄米を基に算出していたが、平成27年産からは全国農業地域ごとに、過去5か年に農家等が実際に使用したふるい目幅の分布において、大きいものから数えて9割を占めるまでの目幅（北海道、東北及び北陸は1.85mm、関東・東山、東海、近畿、中国及び九州は1.80mm、四国及び沖縄は1.75mm）以上に選別された玄米を基に算出した数値

である。

子 実 用 主に食用にすること（子実生産）を目的とするものをいい、全体から「青刈り」を除いたものをいう。なお、「青刈り」とは、子実の生産以前に刈り取られて飼肥料用等として用いられるもの（稲発酵粗飼料用稲（ホールクロップサイレージ）、わら専用稲等を含む。）のほか、飼料用米及びバイオ燃料用米をいう。

乾 燥 子 実 食用を目的に未成熟（完熟期以前）で収穫されるもの（えだまめ、さやいんげん等）を除いたものをいう。
また、らっかせいはさやつきのものをいう。

（水陸稲）

作 柄 表 示 地 帯 地域行政上必要な水稻の作柄を表示する区域として、都道府県を水稻の生産力（地形、気象、栽培品種等）により分割したものをいう。

水稻の二期作栽培 同一の田に年間２回作付けする栽培方法をいい、第１回の作付けを第一期稲、第２回の作付けを第二期稲という。

（さとうきび）

春 植 え （平成28年産の場合） 平成28年２月から４月までに植え付けて、平成28年12月から平成29年４月までに収穫したものをいう。

夏 植 え （平成28年産の場合） 平成27年７月から９月までに植え付けて、平成28年12月から平成29年４月までに収穫したものをいう。

株 出 し （平成28年産の場合） 平成28年収穫した株から発芽させて、平成28年12月から平成29年４月までに収穫したものをいう。

（茶）

茶 期 区 分 茶期は各地方によって異なっており、さらに、その年の作柄、被害、他の農作業等の関係もあってこれを明確に区分することは困難であるため、各茶期の区分は通常その地域の慣行による茶期区分によることとした。ただし、全国的茶期区分は、次の期日による区分を基準とした。

茶 期 名	区 分	茶 期 名	区 分
一 番 茶	３月10日 ～ ５月31日	冬春秋番茶	
二 番 茶	６月１日 ～ ７月31日	冬春番茶	１月１日 ～ ３月９日
三 番 茶	８月１日 ～ ９月10日	秋冬番茶	10月21日 ～ 12月31日
四 番 茶	９月11日 ～ 10月20日		

なお、３月10日以降であっても整園の目的を兼ねて摘採し、荒茶に加工したものは冬春秋番茶に含めた。

（い）

い 生 産 農 家 数 「い」を生産する全ての農家の数をいう。

畳 表 生 産 農 家 数 「い」の生産から畳表の生産まで一貫して行っている農家の数をいう。

畳 表 生 産 量 畳表の生産枚数をいう。
なお、平成28年産の畳表生産量は、平成27年７月から平成28年６月までの間に生産されたものである。

(被 害)	
被 害	ほ場において、栽培を開始してから収納されるまでの間に、気象的原因、生物的原因その他異常な事象によって農作物に損傷を生じ、基準収量より減収した状態をいう。
基 準 収 量	農作物にある被害が発生したとき、その被害が発生しなかったと仮定した場合に穫れ得ると見込まれる収量をいう。
被 害 面 積	農作物に損傷が生じ、基準収量より減収した面積で、被害種類別の被害面積を合計した延べ面積をいう。
被 害 面 積 率	作付面積に対する被害面積の割合（百分率）をいう。
被 害 量	農作物に損傷を生じ、基準収量から減収した量をいう。
被 害 率	平年収量（作付面積 × 10 a 当たり平年収量）に対する被害量の割合（百分率）をいう。

3 利用上の注意

(1) 数値の四捨五入について

本書に掲載した統計数値は、次の方法によって四捨五入しているため、全国計と都道府県別数値の積上げ、あるいは合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数		7桁以上 (100万)	6 桁 (10万)	5 桁 (1万)	4 桁 (1,000)	3桁以下 (100)
四捨五入する桁数 (下から)		3 桁	2 桁		1 桁	四捨五入 しない
例	四捨五入する前 (原数)	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123
	四捨五入した数値 (統計数値)	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123

(2) 記号について

本書の統計表中については、次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha→0 ha）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

(3) 秘匿措置について

統計調査結果について、生産者数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(4) 本統計の累年データについて

農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」の「作況調査（水陸稲、麦類、豆類、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物）」で御覧いただけます。

【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/index.html#1 】

4 お問合せ先

・作付面積に関すること

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課 面積統計班

電話：(代表)03-3502-8111 内線3681

(直通)03-6744-2045

FAX： 03-5511-8771

・収穫量に関すること

生産流通消費統計課 普通作物統計班

電話：(代表)03-3502-8111 内線3682

(直通)03-3502-5687

FAX： 03-5511-8771

・その他全般に関すること

生産流通消費統計課 解析班

電話：(代表)03-3502-8111 内線3683

(直通)03-3502-5670

FAX： 03-5511-8771